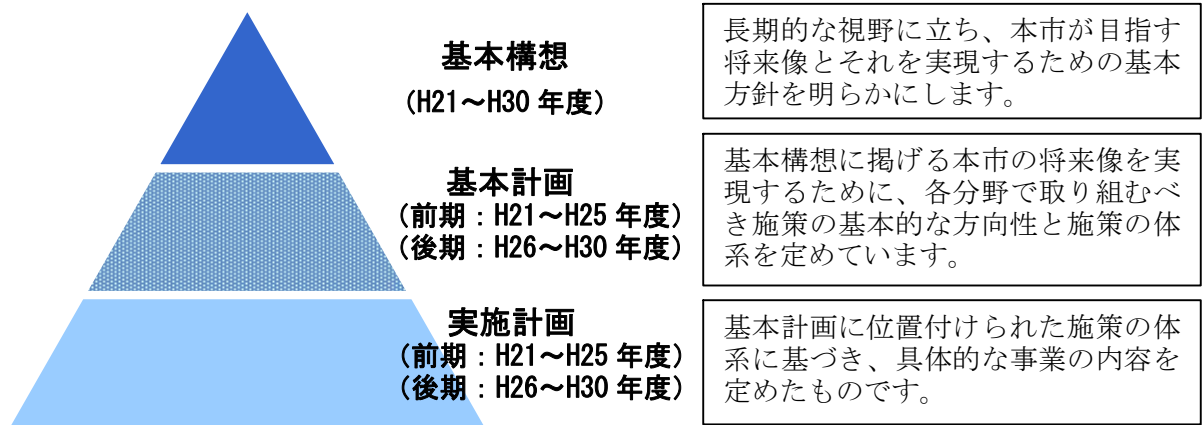


実施計画の基本的な考え方

◆ 1 総合計画上の位置づけ

実施計画は、第4次稚内市総合計画において、次のとおり位置づけられています。

《計画の構成》



区分	政策 (19本)	施策 (54本)	実施計画 (191本)
基本構想	●		
基本計画	●	●	
実施計画	●	●	●

◎ 記載内容

政策	施策	No.	実施計画事業名	事業年度				
				21	22	23	24	25
① 持続可能な地域社会づくり	② まちに にぎわいを取り戻します	1	メモリアル事業	●	●	●	●	●
		2	地域魅力向上事業		●	●	●	●
		3	都市間交流推進事業		●	●	●	●
		4	環境基本計画推進事業	●	●	●	●	●
		5	環境保全啓発事業	●	●	●	●	●

③ ④ ⑤ ⑥

－凡例－

- ① 分野…行政運営の基本と総合的な行政課題については経営計画という位置づけで「地域経営（自治）」、また部門別計画という位置づけで5つの分野、計6つの分野に分けて政策・施策を体系づけており、その分野を表します。
- ② 政策…政策を示します。
- ③ 施策…施策を示します。
- ④ No…実施計画事業の整理番号を示しています。
- ⑤ 実施計画事業名…実施計画事業の名称を示します。
- ⑥ 事業年度…事業期間を「●」印で表現しています。

◆ 2 実施計画策定の趣旨

実施計画は、第4次稚内市総合計画の基本構想で掲げた市の将来像・目標等を実現するためのまちづくりの方向性や基本計画で示した施策に基づき、総合的かつ計画的にその推進を図るために策定するものです。

この計画は、向こう5年間における主要事業を定めるとともに、予算編成の指針として、効率的、計画的かつ重点的な施策の推進を図ることを目的としています。

◆ 3 計画の期間

計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、この計画を適切に推進していくため、各種事業の進捗状況を把握するとともに、行政評価を活用して必要な見直しを行います。社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に柔軟に対応していくため弾力的な運用を図るものとします。

◆ 4 対象とする事業

実施計画で取り上げる事業の範囲は、稚内市が主体の主な事業及び国、北海道、民間などが実施主体である事業のうち、総合計画を推進するうえで必要と思われる事業とします。

	分野	事業数	掲載頁
0	地域経営（自治）	33	3
1	教育・文化	36	4
2	保健・医療・福祉	35	5
3	環境・生活	23	6
4	都市基盤	29	7
5	産業振興	35	8
	総計	191	9

◆ 5 留意事項

この計画書には、実施計画対象事業を全て掲載しています。なお、地方財政をとりまく状況は近年大きく変化しており、結果的に予算との整合が図れない可能性があることから、今後の時勢の動向に対してより柔軟な対応が図れるよう、事業費については記載していません。